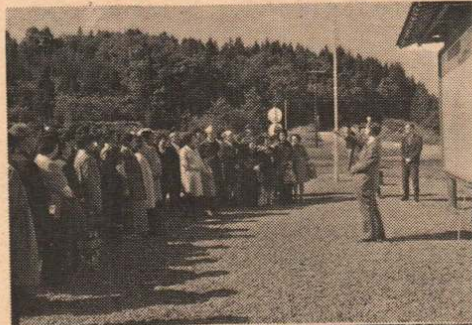


# “ぜひ今後も”と大好評の施設めぐり

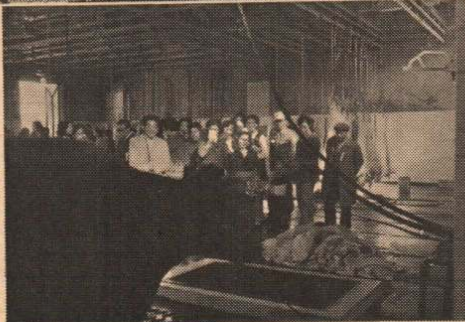
市民みなさんの目で直接市の施設をみていただき、市行政に対する理解と認識をさらに深めていただくよう10月15日に「市の施設めぐり」を実施しました。

時折小雨の降るなか、バス2台で市役所前を午前9時に出発した一行は、中央公民館、ビート工場跡の工業団地そして建設中の南小学校を見学し、市民の森に着いたころは青空もひろがり、石川市長の案内のもと森のなかの林間学校へ入り、持参した弁当をひろげ昼食をとりました。午後からは、食肉センター、御売市場、峠の家、そして京風の庭園に囲まれた鳥湯会館を見学、各施設では関係各課の職員の説明を熱心に聞き入っていました。小雨まじりの清寒い天候にもかかわらず、市の主な施設8カ所を熱心に見学した一行は「とても参考になった」との声のなか午後4時市役所前で解散しました。

今回の施設めぐりは、旧市内地域と新市内地域の方々それぞれ50人づつ募集しましたが、申し込みが殺到しました。間に定員となり締め切り後の申し込み電話の応待に係員も汗だくの状態で。このように予想以上の好反響に、市では、今後もこうした催しを続け、1人でも多くみなさんが市の施設を見学できる機会をもちたいと思っています。



写真(上)市民の森で石川市長の説明を熱心に聞く一行



写真(下)食肉センターで食肉の見えるまでの過程を見学する一行

## 鮮明な画像をどうぞ!

南テレビ中継送信所が完成



NHKが、視聴地解消事業の一環として、小樽地区の山根台地内に建設中のNHK大館南テレビ中継送信所がこのたび完成しました。

この送信所は、総工費1,500万円、8月に着工、9月末に完成し10月3日から運用(送信)を開始しています。送信機出力3ワットで、運用範囲は、真中地区全域と二井田地区の一部(麓西地域)となっています。

受信方法は、U・H・F用アンテナを用いて、チャンネルをU・H・Fに合わせダイヤルを47(教育テレビは49)にしますと鮮明な画像を受信することが出来ます。

## 失業対策事業として

### 今はこんな仕事を

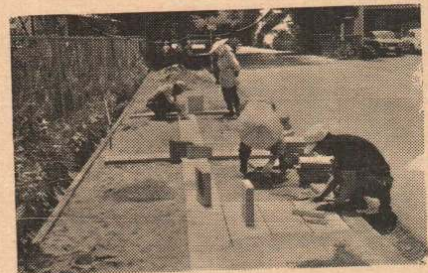
市が行っている失業対策事業は、昭和24年に始められ、今年で26年になりました。これは、失業者が公共事業を以て就労の機会を与え、民生の安定を図る目的で国策として発足されたもので、現在市の就労者数は120人です。いまは新たに失対就労者として加入することは出来ません。

発足以来、時代の推移とともに事業の内容も変わり、また、就労者の年齢も高齢化(平均年齢57歳)してきました。こうした状況のなかで、市では、就労者の実施に即した仕事、市民に喜ばれる仕事として、今年はずきのような事業を計画し、実施しています。

- 歩道板敷設工事(鳳鳴高校前) 延長213m, 幅員2.3m (8月完成)
- 鉄砲場1号線道路改良工事 延長687.7m, 幅員9m (11月末完成予定)
- 有浦区画9号線道路改良工事 延長356m, 幅員9.4m, 両側側溝713m (11月末完成予定)
- 市内小・中学校および公園の清掃

### ○ スノーボールおよび雑布の製造

このほか道路、側溝の清掃や補修を行っています。また、出来あがった雑布は、小・中学校や公民館など市の公共施設に配布されます。雑布製造のため、皆さんの家庭で不用の布きれがありましたら、土木課(電話42-1212内線297)へお知らせ願えば幸いです。



鳳鳴高校前歩道板敷設作業



### ◇ 年金情報はテレビ番組で

年金額は、以前は非常に安くて「あめ玉年金」などといわれていましたが、今では制度内容が一段と充実し暮らせる年金に近づいており、国民年金なしで老後は語れないといっても過言ではありません。

このような時期にあたり、制度に対するみなさんの認識を一段と高め、事業の円滑な運営を図るため、県では今月を「国民年金普及推進月間」と定め、各地に相談所を設けたり、機関紙「国民年金あきた」の特集号を発行するなど、また、秋田テレビで12月27日までの毎週土曜日午前11時15分から30分まで「きょうの健康あすの年金」という番組でいろいろの年金について紹介することになっています。

### ◇ こんなとき こんな年金を受けられます

国民年金に加入していると、ケガや、病気をしたときなど、いろいろの年金を受けられます。先月号では、老令年金と通算老令年金について紹介しましたが、今回は、障害年金、母子年金、遺児年金そして、準母子年金の受給条件と給付額についてお知らせします。

	受けるための条件	給付の額(50年9月からの額)
障 害 金	一定の納付要件を満たしている人	○1級障害 月額35,375円
	が障害者となったとき	○2級障害 月額28,300円
母 子 金	一定の納付要件を満たしている妻が夫と死別して、18歳未満の子のいる母子世帯となったとき	○子1人のとき月額28,300円 ○2人目の子に800円、3人目の子から1人400円を加算
	一定の納付要件を満たしている祖母または姉が、祖父または父などと死別して、18歳未満の孫または弟妹のいる準母子世帯となったとき	○母子年金と同じ。
遺 児 年 金	一定の納付要件を満たしている父母が死亡し、18歳未満の子だけが残されたとき	○母子年金と同じ

※一定の納付要件とは、①最近1年間の保険料を納めていること。②最近3年間に保険料免除期間はあるが滞納期間がないことなど。